

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成19年1月11日(2007.1.11)

【公表番号】特表2006-511531(P2006-511531A)

【公表日】平成18年4月6日(2006.4.6)

【年通号数】公開・登録公報2006-014

【出願番号】特願2004-560181(P2004-560181)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/221 (2006.01)

A 6 1 P 43/00 (2006.01)

A 6 1 P 15/10 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/221

A 6 1 P 43/00

A 6 1 P 15/10

【手続補正書】

【提出日】平成18年11月17日(2006.11.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

男性更年期が原因の異常の予防および／または治療のための、アセチルL-カルニチンまたはその医薬的に許容される塩のうちの1つと組み合わせてプロピオニルL-カルニチンまたはその医薬的に許容される塩のうちの1つを含む、医薬組成物または栄養サプリメント組成物。

【請求項2】

男性更年期は、加齢が原因である、請求項1の医薬組成物または栄養サプリメント組成物。

【請求項3】

男性更年期は、化学的または外科的去勢が原因である、請求項1の医薬組成物または栄養サプリメント組成物。

【請求項4】

男性更年期の異常が、リビドーまたは性的衝動の低下および夜間の勃起を含む勃起性の低下、うつ病、知的活動および空間的定位の能力の低下、疲労、短気、除脂肪体重の減少、筋肉活動能力の低下、精神的集中力低下、毛髪成長器官の活動の低下、内臓脂肪の増加、皮膚の萎縮、および骨減少症および骨粗鬆症を生ずる骨密度の低下からなる群から選択される、請求項1の医薬組成物または栄養サプリメント組成物。

【請求項5】

医薬的に許容される塩が、クロリド、プロミド、オロチン酸塩、酸アスパラギン酸塩、酸クエン酸塩、クエン酸マグネシウム塩、酸リン酸塩、フマル酸塩および酸フマル酸塩、フマル酸マグネシウム塩、乳酸塩、マレイン酸塩および酸マレイン酸塩、ムケート、酸シユウ酸塩、バモ酸塩、酸パモ酸塩、酸硫酸塩、リン酸グルコース塩、酒石酸塩、酸酒石酸塩、酒石酸マグネシウム塩、2-アミノエタンスルホン酸塩、2-アミノエタンスルホン酸マグネシウム塩、酒石酸コリン塩およびトリクロロ酢酸塩からなる群から選択される、請求項1の医薬組成物または栄養サプリメント組成物。

【請求項 6】

アセチルL-カルニチンと組み合わせたプロピオニルL-カルニチンが、4.0 gから0.50 gのプロピオニルL-カルニチン分子内塩、および0.50 gから4.0 gのアセチルL-カルニチン分子内塩、または等モル量の、それらの医薬的に許容される塩の1つを含む単位用量形である、請求項1の医薬組成物または栄養サプリメント組成物。

【請求項 7】

2 gのプロピオニルL-カルニチン分子内塩および2 gのアセチルL-カルニチン分子内塩、または等モル量の、それらの医薬的に許容される塩の1つを含む単位用量形である、請求項6の医薬組成物または栄養サプリメント組成物。

【請求項 8】

アセチルL-カルニチンと組み合わせたプロピオニルL-カルニチンは、混合物として共に製剤されるか、または別々に製剤される、請求項6または7の医薬組成物または栄養サプリメント組成物。

【請求項 9】

アセチルL-カルニチンと組み合わせたプロピオニルL-カルニチンが、経口的または非経口的投与に適する形をしている、請求項8の医薬組成物または栄養サプリメント組成物。